

監査団体名	財団法人 長野県国際交流推進協会		N O . 12
団体所在地	長野市大字南長野字幅下692-2 県庁東庁舎		
監査年月日	平成22年11月22日	所管部局	観 光 部
監査対象事項	出捐金 (県出捐率 79.0%)		240,000,000円
監査結果	<p>指導事項</p> <p>1 減価償却引当預金の是正 平成18年度に除却した固定資産 (パソコン3台) を減価償却累計額から控除せず、対応する預金の取崩しを行わなかったため、平成22年3月31日現在、減価償却引当預金が721,567円超過していますので、次年度の決算において是正してください。</p> <p>2 新公益法人会計基準の実施 平成19年度監査において、平成19年度決算から公益法人会計基準の平成16年基準に準拠した財務諸表の作成に努めるよう指導しましたが、従前の基準によって作成し理事会の承認を求めています。 上記平成16年基準は平成20年基準に改正され、平成20年12月1日以後開始する事業年度から実施することとされていますので、平成20年基準に準拠した財務諸表を作成してください。</p>		
意見	<p>公益法人制度改革への対応 当協会は、公益法人制度改革により平成20年12月1日以降特例民法法人となっています。今後のあり方については未確定な事項が多いところですが、新制度による移行申請期限は平成25年11月30日ですので、早急に検討してください。</p>		

監査団体名	財団法人 長野県農業開発公社		N O . 13
団体所在地	長野市大字南長野字幅下692-2		
監査年月日	平成22年11月24日	所管部局	農 政 部
監査対象事項	<p>1 出資金 (県出資率 100%)</p> <p>2 補助金 (農地保有合理化促進事業補助金)</p> <p>3 損失補償</p> <p>(1) 長期育成資金</p> <p>(2) 担い手育成資金</p> <p>(3) 長期保有農地売却差損分及び平成21年度期首保有長期保有地分に係る資金</p>		<p>313,000,000円</p> <p>75,823,000円</p> <p>989,471,216円</p> <p>3,250,520円</p> <p>492,952,153円</p> <p>493,268,543円</p>
監査結果	<p>指導事項</p> <p>長期保有農地売却の計画的な推進等 長期保有農地については、計画的に売却を推進しており、平成22年度期首現在において31件4億4,184万余円 (取得価格) に減少しています。売却に伴った損失や売却予定損失の影響は大きく、職員給与の削減など経費節減に努めていますが、平成21年度決算における一般正味財産は1億5,175万余円のマイナスとなっています。 今後も「長期保有地解消対策推進方針 (ガイドライン)」及び「長期保有地対策推進行動計画 (実行マニュアル)」に沿って、長期保有農地の早期売却に努めるとともに、中長期的な経営の健全化に向けて、県と十分連携し以下の点について対応してしてください。</p> <p>(1) 会計検査院が農林水産省に対し国庫へ返還させるよう求めている基金分1億5,400万円の取扱</p> <p>(2) 農地保有合理化緊急売買促進事業終了後の対応</p> <p>(3) 公益財団法人への移行への対応</p> <p>(4) 経営健全化に向けた収入確保策</p>		

監査団体名	社団法人 長野県原種センター		N O . 14
団体所在地	長野市松代町大室2417-3		
監査年月日	平成22年11月24日	所管部局	農政部
監査対象事項	1 出資金(県出資率 39.9%) 2 補助金 (1) 主要農産物等生産対策事業補助金 (2) 農畜産業振興事業補助金	688,823,000円 10,977,996円 9,782,552円 1,195,444円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		
意見	1 財務諸表に対する注記の改善 (1) 「3基本財産及び特定資産の財源等の内訳」において、特定資産のうち一般正味財産からの充当額は、貸借対照表の一般正味財産の付記である(うち特定資産への充当額)に一致させるよう改善してください。 (2) 減価償却引当資産のうち定期預金1,000万円について、担保に供している資産として表示してください。 2 有価証券の運用 基本財産等の一部を元本保証のない外国債(額面6億円)により運用しているため、購入時からの時価評価差損は平成22年3月末現在2億2,414万円となっています。 運用している外国債は、30年満期と長期であり償還時における為替相場(1ドル65円以上に円高が進行した場合)による元本割れのリスクも含んでいますので、市場金利や為替相場の動向等に絶えず留意し適切な対応に努めてください。 3 事業収入の確保 健全な運営を維持するため、積極的な販売活動の推進や新種・有望品種への取り組みを強化するなど、引き続き事業収入確保に最大限努力を行ってください。 4 公益法人制度改革への対応 公益法人制度改革により、平成20年12月1日以降特例民法法人となっています。新制度による移行申請期限は平成25年11月30日ですが、移行する法人形態の決定が遅れていますので、早急に対応してください。		

監査団体名	社団法人 長野県林業公社		N O . 15
団体所在地	長野市大字中御所字岡田30-16 長野県林業センタービル内		
監査年月日	平成22年11月17日	所管部局	林務部
監査対象事項	1 出資金(県出資率 100%) 2 補助金 (1) 森林造成事業補助金 (2) 野生鳥獣総合管理対策事業補助金 (3) 間伐対策事業補助金 (4) 長野県林業公社事業補助金 (5) 森林整備合理化計画推進事業補助金 3 貸付金(長野県林業公社造林貸付金) 4 損失補償(造林資金借入金損失補償)	68,000,000円 256,381,010円 206,728,700円 3,857,500円 505,500円 35,708,440円 9,580,870円 14,621,310,680円 9,415,117,837円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		
意見	経営改善集中プラン(平成20年5月策定)の着実な実行 平成21年度決算において、正味財産は、過去3年間に発生した契約解除に伴う分収林処分損1億7,724万余円等により、1,291万余円のマイナスであり、債務超過となっています。 分収率見直し及び長伐期化について計画どおり推進されるとともに、木材価格の動向を見極めながら収入間伐を実施してください。また、計画に対する取組状況についての進捗管理や実施状況に対する的確な評価を行い、同プランを着実に実行してください。		

監査団体名	財団法人 長野県緑の基金		N O . 16
団体所在地	長野市大字南長野字幅下692-2		
監査年月日	平成22年11月24日	所管部局	林務部
監査対象事項	出捐金(県出捐率 25.6%)	150,000,000円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	長野県住宅供給公社			N O . 17
団体所在地	長野市大字南長野南県町1003-1 県都ビル内			
監査年月日	平成22年11月22日	所管部局	建設部	
監査対象事項	1 出資金(県出資率100%) 60,560,000円 2 補助金(中堅層向けゆとり賃貸住宅利子補給金) 15,561,535円 3 貸付金 1,641,740,000円 (1) 勤労者分譲住宅建設資金融資事業貸付金 1,740,000円 (2) 都市再開発事業資金貸付事業貸付金 1,640,000,000円			
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			
意見	1 分譲事業の推進 平成19年度の監査結果を踏まえ、既存団地の分譲に鋭意努力されています。販売残となっている区画・未造成地には分譲等開始から長期間経過しているものもありますので、各資産の実情に応じた効果的な営業活動を行い、保有する分譲事業資産の処分に引き続き努力してください。 2 金利負担の軽減 当社の住宅金融支援機構からの借入金は、平成22年3月末現在14億2,727万余円で、金利は年3.1%と高いものとなっています。また、ファミリー賃貸住宅事業の事業者が住宅金融支援機構から受けた融資は、公社が連帯債務者となっているため、事業者の返済不能により公社に生じる損失を回避する必要がありますが、平成22年3月末現在の融資残高は139億4,360万余円で、金利は年2%~5.15%となっています。 住宅金融支援機構に対し、低金利への借換えや事業者の返済条件緩和など、全国住宅供給公社等連合会を通じて引き続き要望してください。			

監査団体名	財団法人 長野県体育協会			N O . 18
団体所在地	長野市大字南長野字聖徳545-1			
監査年月日	平成22年11月22日	所管部局	教育委員会	
監査対象事項	1 補助金(社会体育振興事業補助金) 155,639,140円 2 負担金(ジュニア競技力向上事業負担金) 18,663,000円			
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

(2) 書面監査

監査団体名	長電バス 株式会社			N O . 19
団体所在地	長野市大字村山471番地1			
監査年月日	平成22年12月15日	所管部局	企画部	
監査対象事項	補助金(地方バス運行対策費補助金)			25,748,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	川中島バス 株式会社			N O . 20
団体所在地	長野市小島田町2131番地1			
監査年月日	平成22年12月15日	所管部局	企画部	
監査対象事項	補助金(地方バス運行対策費補助金)			34,871,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	千曲バス 株式会社			N O . 21
団体所在地	佐久市野沢20番地			
監査年月日	平成22年12月15日	所管部局	企画部	
監査対象事項	補助金(地方バス運行対策費補助金)			35,834,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	社団法人 長野県私立幼稚園協会			N O . 22
団体所在地	長野市大字南長野字幅下692-2			
監査年月日	平成22年12月15日	所管部局	総務部	
監査対象事項	1 出資金(県出資率 52.9%) 50,000,000円 2 補助金 3,650,000円 (1) 私立幼稚園教育活動事業補助金 3,400,000円 (2) 私立幼稚園研修費補助金 250,000円			
監査結果	指導事項 新公益法人会計基準の実施 会計基準については、全面改正された平成16年基準を平成18年4月1日以後開始する事業年度からできるだけ速やかに実施することとされていますが、依然として従前の基準による財務諸表が作成されています。 平成16年基準は平成20年基準に改正され、平成20年12月1日以後開始する事業年度から実施することとされていますので、平成20年基準に準拠した財務諸表を作成してください。			

監査団体名	社団法人 長野県私立短期大学協会			N O . 23
団体所在地	長野市大字南長野字幅下692-2			
監査年月日	平成22年12月15日	所管部局	総務部	
監査対象事項	出資金(県出資率45.4%)			50,000,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	社団法人 長野県私学振興協会			N O . 24
団体所在地	長野市大字南長野字幅下692-2			
監査年月日	平成22年12月15日	所管部局	総務部	
監査対象事項	出資金(県出資率 28.5%)			50,000,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	佐久市望月商工会			N O . 25
団体所在地	佐久市望月195-1			
監査年月日	平成22年12月15日	所管部局	商工労働部	
監査対象事項	補助金(小規模事業経営支援事業費補助金)			14,105,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	御代田町商工会			N O . 26
団体所在地	北佐久郡御代田町御代田2422-29			
監査年月日	平成22年12月15日	所管部局	商工労働部	
監査対象事項	補助金 17,380,000円 1 小規模事業経営支援事業費補助金 16,530,000円 2 地域発元気づくり支援金 850,000円			
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	東御市商工会			N O . 27
団体所在地	東御市大日向224-5			
監査年月日	平成22年12月15日	所管部局	商工労働部	
監査対象事項	補助金(小規模事業経営支援事業費補助金)			36,879,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	長和町商工会			N O . 28
団体所在地	小県郡長和町古町2424-18			
監査年月日	平成22年12月15日	所管部局	商工労働部	
監査対象事項	補助金(小規模事業経営支援事業費補助金)			21,280,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	飯島町商工会			N O . 29
団体所在地	上伊那郡飯島町飯島1431-4			
監査年月日	平成22年12月15日	所管部局	商工労働部	
監査対象事項	補助金(小規模事業経営支援事業費補助金)			28,235,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	南箕輪村商工会			N O . 30
団体所在地	上伊那郡南箕輪村4809番地1			
監査年月日	平成22年12月15日	所管部局	商工労働部	
監査対象事項	補助金(小規模事業経営支援事業費補助金)			19,194,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	山形村商工会			N O . 31
団体所在地	東筑摩郡山形村2025-8			
監査年月日	平成22年12月15日	所管部局	商工労働部	
監査対象事項	補助金(小規模事業経営支援事業費補助金)			19,406,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	池田町商工会			N O . 32
団体所在地	北安曇郡池田町大字池田4318-2			
監査年月日	平成22年12月15日	所管部局	商工労働部	
監査対象事項	補助金 1 小規模事業経営支援事業費補助金 2 地域発元気づくり支援金			21,920,000円 20,010,000円 1,910,000円
監査結果	指導事項 固定資産台帳の整備 「地域発元気づくり支援金」を活用して購入した移動販売車について、資産計上するとともに、固定資産台帳に記載してください。			

監査団体名	戸倉上山田商工会			N O . 33
団体所在地	千曲市大字戸倉1750			
監査年月日	平成22年12月15日	所管部局	商工労働部	
監査対象事項	補助金（小規模事業経営支援事業費補助金）			32,065,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	伊那商工会議所			N O . 34
団体所在地	伊那市中央4605番地8			
監査年月日	平成22年12月15日	所管部局	商工労働部	
監査対象事項	補助金			34,429,000円
	1 小規模事業経営支援事業費補助金			31,437,000円
	2 チャレンジ起業相談室設置事業補助金			2,992,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	塩尻商工会議所			N O . 35
団体所在地	塩尻市大門1番町12-2 えんぱーく406			
監査年月日	平成22年12月15日	所管部局	商工労働部	
監査対象事項	補助金（小規模事業経営支援事業費補助金）			45,862,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	茅野商工会議所			N O . 36
団体所在地	茅野市塚原1-3-20			
監査年月日	平成22年12月15日	所管部局	商工労働部	
監査対象事項	補助金			42,531,000円
	1 小規模事業経営支援事業費補助金			41,274,000円
	2 地域発元気づくり支援金			1,257,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	長野県中学校体育連盟			N O . 37
団体所在地	長野市三輪1252 長野市立柳町中学校内			
監査年月日	平成22年12月15日	所管部局	教育委員会	
監査対象事項	1 補助金（学校体育振興事業補助金）			26,829,000円
	2 負担金（中学校体育大会負担金）			5,920,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	長野県高等学校体育連盟		N O . 38
団体所在地	長野市上松1丁目16-12 長野高等学校金鶏会館内		
監査年月日	平成22年12月15日	所管部局	教育委員会
監査対象事項	1 補助金(学校体育振興事業補助金) 2 負担金(高等学校体育大会負担金)		54,395,600円 10,900,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

5 所管部局に対する指導事項、検討事項及び意見

(1) 指導事項及び検討事項

指導事項及び検討事項はありません。

(2) 監査委員の意見

ア 各部局に共通する意見

(7) 県が出資する公益法人に対する公益法人制度改革への対応指導

平成20年度の監査結果に関する報告において、所管する公益法人に対し、公益法人制度改革による新制度への円滑な移行のための適切な指導を行うこと、及び公益法人会計基準遵守の指導を行うことを、各部局に共通する意見として付しました。しかし、法人形態等の移行方針が未だ定まっていない団体や、移行方針は定まったものの、組織、事業内容、財政基盤等の課題を抱え、移行の具体的な手続きが遅れている団体が見受けられます。新制度による移行申請期限は平成25年11月30日ですので、各団体の将来像や事業のあり方も含め、適切な指導を行ってください。

また、公益法人会計基準は平成20年基準に改正され、平成20年12月1日以後開始する事業年度から実施することとされていますので、同基準の適用が遅れている団体に対して、速やかに実施するよう指導してください。

(4) 県が出資する公益法人における基本財産等の安全な運用

財産の一部を30年満期等の外国債により運用している公益法人が見受けられます。当該外国債による資金運用は、満期までの価格変動リスクが内包されるなど不確実な要素のあることは否めません。県が出資する公益法人は、その基本財産等に元本割れなどが発生すると県民生活に影響が生じかねないことから、資金運用に当たっては県側と相談し行うこととされています。

各公益法人における新たな資金運用に当たっては、以下の点に留意するよう徹底してください。

a 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定)により、基本財産の管理運用は、寄附者が寄附する際にその管理運用方法を指定した場合を除き、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値が生ずる方法で行うこと。また、運用財産の管理運用は、当該法人の健全な運営に必要な資産(現金、建物等)を除き、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行うこと。

b 債券の分類について、償還元本が保証されていても市場金利や為替相場の変動いかんによっては売却が予想される場合や満期までの資金繰計画等からみて継続的な保有が困難と判断される場合は、満期保有目的債券とは認められないこと。

なお、満期保有目的債券の要件に該当しない場合は、時価評価をもって貸借対照表価額とする会計処理となること。

イ 部局ごとの意見

農政部

財団法人 長野県農業開発公社への対応

平成21年度決算における同公社の一般正味財産は1億5,175万余円のマイナスで、正味財産の合計は1億6,124万余円となっています。

今後、長期保有地の処分に伴う損失の一部を補填する農地保有合理化緊急売買促進事業が平成22年度で終了することにより、更に損失の増加が予想されることや、会計検査院が農林水産省に対し国庫へ返還させるよう求めている基金分1億5,400万円の取扱によっては、債務超過に陥る可能性もあります。

経営健全化に向け国への要請や県として可能な支援を行うとともに、公益財団法人への移行に当たっては公社と十分連携の上適切な対応をしてください。

監査委員事務局

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年2月21日

長野県看護大学長 阿保 順子

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県看護大学吸収式冷温水発生機保守点検業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野県駒ヶ根市赤穂1694

長野県看護大学

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分が、C以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本店又は営業所等を有する者であること。

(5) 専門技術者を終日待機させ、緊急時の出動要請に対し原則90分以内に到着できる体制が整備されている者であること。

(6) 株式会社日立製作所製の吸収式冷温水発生機に係る保守点検業務の元請契約を誠実に履行する能力を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野県駒ヶ根市赤穂1694

長野県看護大学 事務局総務課

電話 0265 (81) 5100

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年3月17日（木） 午前11時

イ 場所 長野県看護大学 管理棟小会議室2

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年3月9日（水）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の可否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県看護大学長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

医療推進課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年2月21日

長野県看護大学長 阿保 順子

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県看護大学エレベーター保守点検業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野県駒ヶ根市赤穂1694

長野県看護大学

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、

その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分が、C以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県内に本店又は営業所等を有する者であること。
- (5) 専門技術者を終日待機させ、緊急時の出動要請に対し原則90分以内に到着できる体制が整備されている者であること。
- (6) 過去に4階建て以上の建物において、同規模のエレベーターの保守点検業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野県駒ヶ根市赤穂1694
長野県看護大学 事務局総務課
電話 0265(81)5100

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成23年3月17日(木) 午後1時30分
イ 場所 長野県看護大学 管理棟小会議室2
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年3月9日(水)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県看護大学長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

医療推進課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年2月21日

長野県千曲川流域下水道建設事務所長

八木沢 久 人

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
平成23年度千曲川流域下水道維持管理汚泥収集運搬業務委託(長野市赤沼・真島1-(2))
乾灰(ばいじん)1,000トン(予定数量)
 - (2) 役務の特質
下水汚泥焼却灰(ばいじん)の収集運搬
 - (3) 履行期間
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
 - (4) 下水汚泥焼却灰(ばいじん)発生場所
長野市真島町川合1060-1
千曲川流域下水道上流処理区終末処理場
長野市大字赤沼字申高2455
千曲川流域下水道下流処理区終末処理場
 - (5) 下水汚泥焼却灰(ばいじん)運搬先及び各運搬先までの運搬予定数量
特記仕様書によります。
 - (6) 入札方法
上記(4)に示すそれぞれの下水汚泥焼却灰発生場所から上記(5)に示すそれぞれの運搬先までの1トン当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- ## 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第1項の規定により、長野市及び積卸しをする場所を管轄する都道府県知事等から産業廃棄物の収集及び運搬の業(ばいじん)の許可を受けた者であること。
- (5) 当該業務を安定的に実施する体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先
- (1) 入札説明書及び仕様書の交付期間
平成23年2月22日から平成23年3月7日までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先
長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11
長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課
電話 026(224)3652
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成23年3月15日(火) 午後2時
イ 場所 長野県千曲川流域下水道建設事務所
3階301号会議室
- (3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所
ア 日時 平成23年3月14日(月) 午後5時(必着)
イ 場所 郵便番号 380-0917
長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11
長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、上記2の(4)の資格を有することを証する書類その他入札説明書に定める書類を同入札説明書に定められた期限までに上記3の(2)の場所に提出してください。この場合において、入札日の前日までに必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額の最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県千曲川流域下水道建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び特記仕様書によります。

生活排水課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年2月21日

長野県千曲川流域下水道建設事務所長

八木沢 久 人

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成23年度千曲川流域下水道維持管理汚泥収集運搬業務委託(長野市赤沼・真島2-(2))

未消化脱水汚泥1,300トン及び消化脱水汚泥200トン(予定数量)

(2) 役務の特質

下水汚泥(未消化脱水汚泥及び消化脱水汚泥)の収集運搬

(3) 履行期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 下水汚泥発生場所

長野市大字赤沼字申高2455

千曲川流域下水道下流処理区終末処理場

長野市真島町川合1060-1

千曲川流域下水道上流処理区終末処理場

(5) 下水汚泥運搬先及び各運搬先までの運搬予定数量

特記仕様書によります。

(6) 入札方法

上記(4)に示すそれぞれの下水汚泥発生場所から上記(5)に示すそれぞれの運搬先までの1トン当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札